

社会福祉法人旭川育成会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川育成会（以下「法人」という。）の評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準等を定めるとともに、評議員選任・解任委員会の委員及びその他の者の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条において規定する者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条第1項において規定する理事及び監事をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会の委員とは、定款第6条第2項において規定する監事、事務局員、外部委員をいう。
- (4) その他の者とは、本会が設置する地域連携推進会議の構成員として理事長から委嘱された者（以下「機関の構成員」という。）をいう。

(報酬)

第3条 前条に規定する者（前条第3号に規定する者のうち事務局員を除く。以下「役員等」という。）に対し報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等に対し、別表で定める費用を弁償する。ただし、法人及び施設（事業所）の職員を兼務する者に対しては、支払わない。

2 費用弁償は日額とし、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、監査の執行及び研修会その他の事業に際し、招集に応じて職務のための出席するときに支給する。ただし、地方公共団体の職員を兼ねる者及び第2条第4号で定めるその他の者のうち費用弁償することが適当でない者に対しては、支払わないことができる。

3 前項の職務を行うに当たり、交通費の実費が別表に定める費用弁償の額を超える場合には、旅費規程に基づき旅行に要した費用を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員等が、法人及び施設（事業所）の運営業務等のため出張した場合は、旅費等を別に定める旅費規程により支給する。

(改正)

第6条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の決議を要する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項関係）

支給額	摘 要
日額 3,000 円	評議員、理事、監事、評議員選任・解任委員会の委員が会議等へ出席ときに支給する。1人一律（本会の会議等が重複しても1日として扱う。）とする。
日額 1,000 円	機関の構成員が会議等へ出席するときに支給する。1人一律（本会の会議等が重複しても1日として扱う。）とする。